

(ご参考：3/19) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)、日本食フォトコンテストも実施中!](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 3/17 飲食店に関する再開ガイドラインの更新

22 日から開始される、ワシントン州経済再開「フェーズ 3」を前に、フェーズ 3 での要件を含む、[飲食店の再開に関するガイドライン](#)が 17 日付けで更新。当館が作成した同ガイドラインの仮訳は添付 Word ファイルのとおり (あくまでも仮訳であり、必ず原文も参照ください)。

(2) 3/18 州政府 住居立ち退き一時停止に関する宣言を 6 月 30 日まで延長

インズリー州知事は 18 日、本年 3 月 31 日までとされていた、住居立ち退き一時停止宣言を 2021 年 6 月 30 日まで延長すると[発表](#)。同宣言は昨年 3 月 18 日に発行され、今日まで延長され

てきた。

(3) 3/15 州知事 K-12 生徒への対面学校教育の提供に関する緊急宣言

インズリー州知事は 15 日、キンダーガーテンから 12 年生 (K-12) までの生徒への対面式学校教育の提供に関する緊急宣言を**発行**した。同宣言に基づき、州の公立学区は、4 月 5 日までにキンダーガーテンから 5 年生 (K-5) (または 6 年生) までの生徒に対して、4 月 19 日までに残りの全ての生徒に対して、少なくとも 30%以上を対面での授業を開始しなければならないこととされている。学校は対面式と遠隔式を組み合わせたハイブリッドとすることができ、また、対面式教育を望まない家族は、引き続き完全な遠隔式学習を選択することができることとされている。宣言の全文は[こちら](#)

(4) (事前通知) ワシントン州中小企業助成金 第 4 ラウンド申請のポータルサイトが 3/29 より開始

最大で 2 万 5,000 ドルが支給される[ワシントン州の中小企業助成金の第 4 ラウンド \(Working Washington Small Business Grants: Round 4\)](#) の申請が 3 月 29 日より開始される。申請先となるポータルサイトが 3 月 29 日の朝にオープンし、4 月 9 日午後 5 時に閉鎖される予定。対象となる事業は以下のとおり。

- ・ワシントン州においてビジネス活動を実施する営利の事業及び個人。申請は 1 事業につき 1 か所に限る
- ・2020 年 1 月以前から事業を行っており、2019 年の確定申告をした
- ・売上の少なくとも 51%がワシントン州におけるもの
- ・ワシントン州内にある実店舗において営業 (事業主の自宅を除く)
- ・2019 年の売上総額が 2 万 5000 ドル~500 万ドル
- ・2019 年から 2020 年の間に COVID-19 関連の公衆衛生及び安全対策により売上減少および/または追加予算がかかった

申請の受付は英語のみだが、ポータルサイトは日本語でも閲覧可能。

(5) 3/18 日本政府 首都圏の緊急事態宣言を解除、水際対策措置の継続

菅首相は 18 日の会見で、新型コロナ対策本部が、首都圏 (東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県) の緊急事態宣言を 21 日をもって解除することを決定したと発表した。

一方で、3 月 18 日、新たな水際対策措置が発表され、「水際対策強化に係る新たな措置 (7)」 (令和 3 年 1 月 13 日)において、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとしていた以下の措置は引き続き、当分の間、継続されますので、ご注意ください。

- ・ ビジネストラック及びレジデンスストラックの一時停止
- ・ すべての国・地域からの新規入国の一時停止
- ・ すべての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

今回の措置による在留邦人の皆さまの日本への帰国は引き続き可能ですが、本ニュースレターの3（1）のとおり、日本への入国には出国前検査証明書の提示が必要であり、帰国後14日間の待機も求められます。

2. ワクチン関連情報

(1) 3/13 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況: 3月13日時点で、州全体で2,517,506回以上のワクチンが投与されており、これは、プロバイダーや介護プログラムに提供された2,979,320回分のワクチンの79.53%近くに相当する。ワシントン州保健局による接種回数目標(平均45,000回/日)に対し、現在は平均44,165回/日である。

(2) 3/17 「フェーズ1B Tier 2」の開始

3月17日(水)から「フェーズ1B Tier 2」が**開始**。同フェーズでは、①妊婦や②リスクの高い持病・障害を持つ方のほか、③ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、閉鎖された空間で働く又は居住しており、かつ一定以上の時間で社会的距離の継続確保ができず多くの人と交流がある、農業・漁船業・食品加工業・食品小売業・刑務所・公共交通機関・消防・法執行機関等に従事する者が対象。なお、州保健局は障害を持つ方で現フェーズの基準を満たすかが不明な場合は、ヘルスケアプロバイダーに相談することを**勧めている**。

(3) 3/18 州知事 ワクチン接種対象者を拡大

インズリー州知事は18日、3月31日から以下の者を新たにワクチンの接種対象とすることを発表した(「フェーズ1B Tier 3」及び「同Tier 4」対象者の一部前倒し)。

- ・ 2つ以上の併存疾患がある者
- ・ 60歳以上64歳以下の者 (注: 65歳以上の者は既に接種対象)
- ・ 集合環境(矯正施設、障がい者のためのグループホーム、ホームレスの状態にある等)で生活している者
- ・ ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、レストランや飲食サービス、製造業、建設業に従事している者

今回の措置により、ワシントン州のワクチン接種対象者が、現在の約300万人から更に200万人増加して約500万人となり、州の約3分の2の人口に相当するとしている。

(4) 3/13 州保健局 大規模ワクチン接種場で 111,072 回の投与を達成

州保健局は、3月13日時点で州内の4つの大規模ワクチン接種場（スポケーン、リッジフィールド、ウェナチー、ケニウィック）で合計 111,072 回の投与がされたと [発表](#)。

(5) 3/15 CDC ワクチン接種後の健康診断ができるツールを開発

米国疾病予防管理センター（CDC）は、テキストメッセージやウェブ調査を通じてワクチン接種後のセルフチェックができるツール「[V-Safe](#)」を開発。「V-Safe」はスマートフォンで利用されることを想定しており、ウェブ調査の結果によっては CDC が直接利用者に連絡を取ることも想定されている。また、2回目の接種が必要な場合は、リマインド通知が来る。なお、現時点で日本語版は作成されていない。

(6) (再掲) 州保健局の日本語情報 COVID-19 用のワクチン接種について

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含む COVID-19 の情報を日本語で提供していますのでご覧ください。先日、ご自身がいつワクチン接種を受けられるかを調べることができる「[Phase Finder Tool](#)」も日本語化されました。ただし、下記リンク先の情報は、ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンの承認前の段階で作成されており、現時点では少し情報が古くなっている点にご注意ください。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

3 (再掲) 日本の水際対策 (3月10日付当館発領事メールを合わせてご参照ください。)

(1) 3月19日以降、日本に入国する全ての人（日本人を含む）について、出国前検査証明書を所持していない場合、検疫法に基づき、日本に入国を認めない措置を講ずることとなりました。検査証明書を所持していない場合は、出発国において航空機への搭乗を認められない（拒否される）こととなりますのでご注意ください。

(厚生労働省関連リンク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(2) また、日本に入国する際に必要な「検査証明書」のフォーマットが改定されるとともに、要件の一部が緩和されました。改定後の検査証明のフォーマットは以下の外務省ホームページに掲載されています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

(詳細は下記リンクをご参照ください)

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mizugiwa_03112021.html

4. その他参考情報 (ジェトロビジネス短信)

『バイデン米大統領、1.9兆ドルの新型コロナ対策法案に署名、ワクチンの普及加速を次の目標に』 3/16

ジョー・バイデン米大統領は3月11日、新型コロナウイルス対策のための「[2021年米国救済計画法\(H.R.1319\)](#)」に署名し、同法が成立した。公約の筆頭に掲げていたもので、1兆9,000億ドルの予算規模となる。バイデン大統領は同日夜に国民向けに演説を行い、5月1日までに全ての成人をワクチン対象者とするよう各州に指示する方針を示した。7月4日の独立記念日までに、社会活動の一定の正常化を目指す。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/e3786c43b1d395e1.html>

『米CDC、雇用主向けに新型コロナワクチン接種に関するガイドラインを発表』 3/19

ガイドラインでは、社内でワクチンに対する信用を醸成するための具体策として次の5点を挙げている。

(1) 上司がワクチンの推進者となるよう促し、上司はワクチンの重要性に関して従業員と情報共有できる場をつくる、

(2) 従業員とワクチン接種に関する透明性のある対話を行う、

(3) 重要ポイントをまとめたポスターを休憩室に掲載する、またはEメールで送るなど、従業員への周知を図る、

(4) ワクチンに関する新しい情報(利点、安全性、副作用、有効性など)を従業員と定期的に共有し、判明していないことが何かも明確に伝える、

(5) ワクチン接種を受ける従業員がいれば祝福し、他の従業員にも周知する。また、接種完了者にステッカーを与え、接種したことが分かるような自撮り写真をSNSに投稿するよう促す。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/1afabc4842ee5d85.html>

『米環境保護庁長官にマイケル・リーガン氏が就任』 3/16

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/ec88a561c80f2d45.html>

『米FRB、金融政策の現状維持を決定』 3/19

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/ad8946ce7e03b735.html>

『米ロサンゼルス郡、レストランの屋内飲食再開』 3/17

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/a97079f19a3f4e5c.html>

『米テキサス州、フェースカバー着用令解除後も大多数は着用継続の意向』 3/12

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/c4b522dc4f97318a.html>

5. ウェビナー情報

(1) ジェトロ WEB セミナー・アーカイブ

○日本への入国制限に関するオンラインセミナー（米国）

日本政府は3月5日、検査証明不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう航空会社に要請するなど、水際対策を強化した新たな措置を発表しました。これを受け、ジェトロ・ロサンゼルスが、当該措置の内容を中心に、日本への入国制限に関する最新の状況を解説するセミナーが開催されました。

URL：<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/us/video/2d956515be2dcfc9.html>

収録日：2021年3月15日

視聴時間：38分

引き続きよろしくお願いたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle
701 Pike Street, Suite 1000
Seattle, WA 98101
206-682-9107